

軽井沢町議会政務活動費の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、軽井沢町政務活動費の交付に関する条例（平成24年輕井沢町条例第32号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第6条第1項に規定する会派結成届は、様式第1号によるものとする。

2 条例第6条第1項に規定する会派異動届は、様式第2号によるものとする。

3 条例第6条第2項に規定する会派解散届は、様式第3号によるものとする。

(会派及び議員の通知)

第3条 条例第7条第1項及び第2項に規定する通知は、様式第4号によるものとする。

(政務活動費の交付申請書)

第4条 条例第8条第1項及び第2項に規定する政務活動費交付申請書は、会派にあつては様式第5号によるものとし、会派に属さない議員（以下「会派無所属議員」という。）にあつては様式第6号によるものとする。

2 条例第8条第3項に規定する政務活動費変更交付申請書は、会派にあつては様式第7号によるものとし、会派無所属議員にあつては様式第8号によるものとする。

(政務活動費の交付決定)

第5条 条例第9条に規定する通知は、様式第9号又は様式第10号によるものとする。

(政務活動費の請求)

第6条 条例第10条第1項に規定する請求は、会派にあつては様式第11号によるものとし、会派無所属議員にあつては様式第12号によるものとする。

(収支報告書の写しの送付)

第7条 議長は、条例第11条第1項、第2項及び第3項の規定により提出された収支報告書の写しを、様式第13号により町長に送付するものとする。

(証拠書類等の整理保管)

第8条 会派の政務活動費経理責任者又は会派無所属議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調整しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期限の末日の翌日から起算して5年を経過するまで保存しなければならない。

(収支報告書の閲覧)

第9条 条例第14条第2項に規定する収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して10日を経過した日の翌日からすることができる。

2 前項に規定する閲覧は、議会事務局長が指定する場所において、職員のみ

勤務時間中にしなければならない。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行する。

様式省略